

特別養護老人ホームみちあい〔1割〕サービス費用 【1ヵ月(30日)当たり】 令和6年6月現在

要介護度	①介護保険料1割負担額(月額)	介護保険負担限度	②居住費(月額)	③食費(月額)	(①+②+③+④)×30日 1ヵ月(30日)当たりの総額
要介護1	712	第1段階	820	300	69,960
		第2段階	820	390	72,660
		第3段階(1)	1,310	650	95,160
		第3段階(2)	1,310	1,360	116,460
		第4段階	2,006	1,445	139,890
要介護2	786	第1段階	820	300	72,180
		第2段階	820	390	74,880
		第3段階(1)	1,310	650	97,380
		第3段階(2)	1,310	1,360	118,680
		第4段階	2,006	1,445	142,110
要介護3	865	第1段階	820	300	74,550
		第2段階	820	390	77,250
		第3段階(1)	1,310	650	99,750
		第3段階(2)	1,310	1,360	121,050
		第4段階	2,006	1,445	144,480
要介護4	941	第1段階	820	300	76,830
		第2段階	820	390	79,530
		第3段階(1)	1,310	650	102,030
		第3段階(2)	1,310	1,360	123,330
		第4段階	2,006	1,445	146,760
要介護5	1,014	第1段階	820	300	79,020
		第2段階	820	390	81,720
		第3段階(1)	1,310	650	104,220
		第3段階(2)	1,310	1,360	125,520
		第4段階	2,006	1,445	148,950
④施設利用料(月額)・・		500円			
内訳(日常生活費・・250円 出納管理費・・100円 教養娯楽費・・150円)					

◆【5】各加算負担額 ※該当する場合のみ

- ・初期加算・・・30単位
- ・夜勤職員配置加算【Ⅱ】イ・・・46単位
- ・看護体制加算Ⅰイ・・・12単位
- ・経口移行加算・・・28単位
- ・口腔衛生管理加算【Ⅰ】・・・90単位
- ・配置医師緊急時対応加算  
通常勤務時間外・・・325単位  
早朝・夜間の場合・・・650単位  
深夜の場合・・・1300単位
- ・介護職員処遇改善加算【Ⅰ】・・・月々の総単位数×10.45(地域区分)×14.0%の1割をご負担いただきます。
- ・栄養マネジメント強化加算・・・11単位
- ・療養食加算・・・6単位
- ・外泊時費用・・・246単位
- ・サービス提供体制強化加算【Ⅱ】・・・18単位
- ・看取り介護加算  
死亡日45日前～31日前・・・72単位  
死亡日30日前～4日前・・・144単位  
死亡日前々日、前日・・・680単位  
死亡日・・・1280単位

※上記表合計は【5】各加算は含まれておりません。該当する加算を合計した金額が1ヵ月当たりの総額となります。  
 ※上記の額は概算となります。介護保険の端数処理の関係で、実際より料金と若干の誤差が生じることがありますのでご了承ください。また、介護保険法の改正時に上記の額が変更となる場合があります。

《介護保険負担限度額認定者》

- <第1段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
  - <第2段階> 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円以下の方
  - <第3段階(1)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間80万円を超え120万円以下の方
  - <第3段階(2)> 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入額+合計所得額が年間120万円以上の方
- 《介護保険負担限度額認定者以外の方》
- <第4段階> 上記以外の方

《負担限度額認定の対象外》

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②預貯金等が一定額を超える
- <第1段階> 預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える(生活保護受給者を除く)
- <第2段階> 預貯金等資産が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える
- <第3段階(1)> 預貯金等資産が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える
- <第3段階(2)> 預貯金等資産が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える